

## 和歌山県私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準

和歌山県知事（以下「知事」という。）が、私立幼稚園の設置及び私立幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可を行う場合は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号、以下「設置基準」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続きにより審査する。

### 第1 幼稚園の設置認可

#### 1 設置者

幼稚園の設置者は、学校法人であること。

#### 2 名称

幼稚園に付する名称は、当該幼稚園の目的を考慮し、幼稚園の名称として適切なものであり、かつ、既存の幼稚園の名称と紛らわしくないものであること。

#### 3 立地条件

- (1) 幼稚園設置のための地域的な必要性が認められること。
- (2) 幼児数の将来動向、既存の国公立私立幼稚園の設置の状況等を考慮し、適正に配置すること。

#### 4 規模

学級数（原則として3学級以上）及び園児数は、幼児数の将来動向、既存の幼稚園の収容定員の状況等を考慮すること。

#### 5 1学級の園児数

1学級の園児数は、35人以下であること。ただし、3歳児については、原則として25人以下とし、25人を超える場合は教員2人を配置すること。

#### 6 教職員数

教職員数は、設置基準に定める数を満たすものであること。

#### 7 施設及び設備等

- (1) 施設及び設備（園具及び教具を含む。以下同じ。）は、設置基準を満たすものであること。
- (2) 保育室の面積は、原則として53平方メートル以上であること。また、出入口は2か所以上（2か所が連続していないことが必要）であること。
- (3) 遊戯室の面積は、106平方メートル以上であること。

#### 8 資産等

- (1) 園地、園舎その他の施設は、原則として自己所有であること。ただし、申請時までには国又は地方公共団体の園地、園舎その他の施設を長期にわたり安定して使用することができる権利を取得している場合であって、教育上及び安全上支障がないときは、この限りでない。
- (2) 設備は、原則として自己所有であり、負担附（担保に供せられている等）でないこと。
- (3) 原則として、学校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。
- (4) 原則として、園地、園舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、(3)の借入金に係る担保はこの限りでない。

- (5) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。
- (6) 開設年度から少なくとも3年間の幼稚園運営に係る予算について、適正な計画を立てており、保育料、入園料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

#### 9 所轄庁が知事以外の学校法人の管理運営

所轄庁が知事以外の学校法人が設置する学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

- (1) 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。
- (2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無。
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付状況。

### 第2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可

#### 1 規模及び1学級の園児数

学級数及び園児数は、第1の4を、1学級の園児数は第1の5を準用する。

#### 2 教職員等

変更後の収容定員をもって、第1の6から9を準用する。

### 第3 申請手続及び標準処理期間

#### 1 幼稚園の設置認可

##### (1) 計画書の提出

幼稚園の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、計画書を開設年度の前々年度の12月末日までに企画部文化学術課に提出すること。

##### (2) 申請書の提出

申請書は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、開設年度の前々年度の3月末日までに知事に申請すること。

##### (3) 審査期間

ア 知事は、適正な内容の申請書を受理後、内容を審査の上、直近の和歌山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会からの答申後7日以内に答申の内容を申請者に通知する。

イ 知事は、幼稚園の施設及び設備等が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設年度の前年度の3月末日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

#### 2 幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可

##### (1) 計画書の提出

1の(1)を準用する。その場合、「幼稚園の設置」は「幼稚園の収容定員に係る園則の変更」と、「開設年度」は「変更年度」と読み替える（以下同じ）。ただし、収容定員を減員する場合は、計画書の提出を要しない。

(2) 申請書の提出

1の(2)を準用する。ただし、収容定員を減員する場合は、変更年度の前年度の12月末日までとする。

(3) 審査期間

1の(3)を準用する。

附 則

1 この基準は平成6年11月14日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される幼稚園の設置認可及び収容定員に係る園則の変更認可の審査から適用する。

附 則

この基準は平成9年11月10日から施行する。

附 則

この基準は平成17年5月27日から施行する。

附 則

この基準は平成18年11月22日から施行する。

附 則

この基準は平成20年3月7日から施行する。

附 則

この基準は平成22年3月25日から施行する。

附 則

この基準は平成27年8月27日から施行する。

附 則

この基準は平成28年4月1日から施行する。